

松江市告示第 134 号

令和 8 年度介護保険料所得段階判定の特例減免に関する要綱を次のように定める。

令和 8 年 4 月 1 日

松江市長 上 定 昭 仁



(目的)

第 1 条 本要綱は、所得税法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 13 号）による給与所得控除額の引き上げに伴い、令和 8 年度の介護保険料所得段階の判定において、前年度市町村民税非課税世帯であった第 1 号被保険者（以下「被保険者」という。）の保険料負担が急激に増大することを回避するため、松江市介護保険条例（平成 17 年松江市条例第 232 号。以下「条例」という。）第 17 条の規定に基づき、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の被保険者の介護保険料（以下「保険料」という。）の算定及び減免の特例に関し、必要な事項を定めるものとする。

(減免対象者)

第 2 条 特例適用となる対象者は、本市の介護保険被保険者のうち、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 令和 7 年度において、本人及びその属する世帯の全員が市町村民税非課税であったこと。
- (2) 令和 8 年度の所得判定において、税制改正による給与所得控除額の増額がなければ、引き続き本人及びその属する世帯の全員が市町村民税非課税と判定される状態にあること。
- (3) 前号の税制改正の影響により、令和 8 年度の保険料段階が令和 7 年度より、引き上げられたこと。ただし、引き上げ後の保険料段階が市町村民税非課税世帯に係る保険料段階である場合は、この限りではない。

(保険料額の特例)

第 3 条 市長は、前条に規定する対象者に係る令和 8 年度の保険料額について、

当該被保険者の令和7年度における保険料段階と同一の段階にあるものとみなして算定するものとする。

(減免額)

第4条 前条の規定により算定する保険料の減免額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を差し引いた額とする。

- (1) 第2条の規定による判定(税制改正後の基準)に基づき算定された、本来賦課されるべき令和8年度の保険料額。
- (2) 前条の規定に基づき算出された、特例適用後の令和8年度保険料額。

(適用方法)

第5条 本要綱に基づく減免は、被保険者からの申請を要せず、市長が保有する課税資料に基づき減免対象者を特定し、職権により適用するものとする。

2 市長は、前項の規定により減免を適用したときは、保険料納入通知書等において減免後の額を通知することができる。

(適用除外)

第6条 第2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、本特例の対象外とする。

- (1) 世帯構成の変更(課税者の転入等)により、税制改正の有無に関わらず課税世帯となった場合。
- (2) 給与所得以外の所得(不動産所得、譲渡所得等)の増加により、税制改正の影響を考慮せずとも上位の保険料段階に該当する場合。
- (3) 令和8年度分の保険料の賦課期日において当市に住所を有していない者。
- (4) 令和8年度分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村住民税の賦課期日において当市に住所を有していない者。

(減免の取消)

第7条 市長は、保険料の減免決定された当該被保険者が次の各号のいずれかに該当したときは、減免決定を取り消し、当該被保険者に係る令和8年度の保険料を適正な所得段階に基づき賦課更正するものとする。

- (1) 所得の更正(確定申告に修正等)により、第2条第1号又は第2号の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 世帯構成の異動(課税者の転入、世帯合併等)により、本人又はその属

する世帯員が税制改正の有無に関わらず課税世帯となったとき。

- (3) その他減免の対象者として不相当であると認められる事実が判明したとき。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。